若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇（令和５年１１月から開始）

法務省矯正局

背　景

【法制審議会諮問第１０３号答申】

刑事施設において、**少年院の知見・施設**を活用して、**若年受刑者（おおむね２６歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実**を図ること。

1　少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。

2　**特に手厚い処遇が必要な者**について、**少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇**を行う。

少年院転用型処遇対象者

おおむね**２６歳未満の男性受刑者のうち、心身が発達段階にあって可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を実施する必要があり、**かつ、**知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者**等を対象者として選定

少年院転用型処遇の基本的枠組

・少年院を転用した刑事施設に収容し、**少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇**を実施

・少年院の知見を活用し、**個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援**を展開

・**刑務官、教育専門官、心理専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携**

市原青年矯正センター（千葉県市原市）

○定員：７２名

○特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ	体育	アサーショントレーニング	教科指導	体育
	特別改善指導	障害特性別指導	自己理解指導	集会活動	ライフスキル指導
	個別面接		個別面接	集会活動	個別面接

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

特性に応じた矯正処遇（イメージ）

【改善指導】

・自己理解指導　・障害特性別指導　・ライフスキル指導

・認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）

・対人関係円滑化指導（ＳＳＴ、アサーショントレーニング）　等

【教科指導】

・ICT機器の活用　・高卒認定試験受験指導

【作業・職業訓練】

・機能向上作業　・就労実務科　・ビルハウスクリーニング科　等

社会復帰支援（イメージ）

○在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整

○出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施